

小笠原ブランド認定要領

1. 目的

小笠原村の地域資源および地域の特性を活かした「製品」について「小笠原ブランド」として認定し、島外商品との差別化、島内外に情報発信することにより、小笠原村の知名度とブランド力を高め、産業振興と地域活性化に資することを目的とする。

2. 定義

この要領において認定とは、島内で生産・製造・加工・制作・創造された「製品」（以下「商品等」という。）に対し、事業者等の申請に基づき、地域性を活かした優れた商品等として一定の基準を満たすものについて「小笠原ブランド」として認めることを言う。

3. 認定委員会

認定に関し必要な事項を審議するため、小笠原ブランド認定事業委員会（以下「認定委員会」という。）を置く。

認定委員会の委員長は、小笠原村商工会長が定めた者（以下「委員長」という。）とし、組織その他必要な事項は、委員長が別に定める。

4. 認定の申請資格

小笠原ブランド認定を申請する資格を有する者は、小笠原村に拠点を持つ事業者および小笠原村商工会が認めた団体とする。

5. 認定基準

食 品：地域性を活かした優れた商品等の認定基準は、次の①②のいずれかを満たし、かつ③④⑤を満たすものとする

食品以外：本人もしくは会社がデザインしたオリジナルであり、次の④⑤を満たすものとする。

- ①小笠原村内で生産された原材料を使用し、村内で製造加工されたもの
- ②小笠原村内で生産された原材料を使用し、村外で製造加工され販売されるもの
- ③食品衛生法、J A S法その他関係法令に違反しないもの
- ④小笠原村内で購入できる商品であること
- ⑤小笠原らしさが盛り込まれている商品であること

※他地域産の原材料を混入する商品の場合には、消費者の誤解を生じさせない努力を事業者徹底することを条件に認定の可否を判断する。

6. 認定の申請

認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小笠原ブランド認定申請書（様式1）を委員長に提出しなければならない。

7. 認定の審査

委員長は、前条による申請を受けた商品等について、小笠原ブランド認定事業委員会において審査を行うものとする。

委員長は、必要があると認めたときは、申請者から意見を聞くことができる。

8. 認定の決定

委員長は、前条の規定による審査において、商品等が認定基準に適合すると認めるときは、小笠原ブランド認定商品（以下「認定品」という。）として認定し、小笠原ブランド認定書（様式2）を交付する。

委員長は、前条の規定による審査において、商品等が認定基準に適合しないと認めるときは、その旨を小笠原ブランド認定審査結果通知書（様式3）により申請者に通知する。

9. 認定の有効期間

認定期間は認定時から商品の大幅な変更がない限り永久とする。

10. 認定の変更届

認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、小笠原ブランド認定申請書の記載事項の内容と認定品に変更が生じたときは、速やかに小笠原ブランド申請事項変更届（様式4）を提出しなければならない

11. 認定品の特典

小笠原村商工会の参加する物産展等イベントに際して、認定品を優先して紹介するとともに、観光パンフレット、ホームページ等に掲載し、積極的な宣伝を行うものとする。

認定品は、その証として認定シールを貼付することができる。

シールのデザイン・文言・販売価格は認定委員会が決定する。

なお、認定シールの購入は事業者の負担で行うものとする。